府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
（令和元年度第２回）

１　日　　時　令和２年３月１０日（火）
　　午前１０時４５分から午後１２時１５分まで

２　場　　所　府中市役所北庁舎３階第５会議室

３　出席者
（１）委　員　　片山　正明
　　加藤　隆之
　　木野　貴夫
　　倉田　敏世
　　佐伯　ヨシ子
　　堺　美佐子
　　佐々木　秀智
　　戸井田　哲夫
　　椋田　實

（２）市職員　　都市整備部公園緑地課長　轟　陽
　　都市整備部公園緑地課長補佐　須田　茂也

（３）事務局　　政策総務部広報課課長補佐　阿部　美佐
　　政策総務部広報課広聴担当主査　隅内　裕
　　政策総務部広報課広聴担当主任　大沼　聖英

４　議　題
（１）本人以外からの収集の制限について（審議事項）
（２）個人情報取扱事務届出の一覧について（報告事項）

５　議事要旨　別紙のとおり

令和元年度第２回　府中市情報公開・個人情報保護審議会　議事要旨

〔資料確認、開会挨拶については省略します。〕

（会　長）　議題（１）の審議事項のうち、ア「本人以外からの収集の制限」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（広報課長補佐）　それでは、お配りいたしました令和元年度第２回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料に基づきましてご説明させていただきます。初めに、見出し②、２ページの「個人情報の取扱いについて〈諮問〉」をご覧ください。諮問書を朗読させていただきます。

---（諮問書の読み上げについては省略します。）---

（広報課長補佐）　続きまして、「公園等防犯カメラ設置及び運用事務」の個人情報を本人以外から収集する事務について改めてご説明させていただきます。

見出し⑤「府中市個人情報の保護に関する条例」の１４ページ、第７条をご覧ください。この条文は、個人情報を収集する場合は本人から収集することを定めたものでございます。第２項に、例外的に本人以外から収集できる場合として、第９号に本審議会の意見を聞いて、公益上特に必要であると認められたときも本人以外から収集できるとしております。本件につきましても、この規定により本審議会にご意見いただきたく諮問するものでございます。

「公園等防犯カメラ設置及び運用事務」の概要は、市が所有する公共施設、公園、駐車場、駐輪場等に一般社団法人防災・防犯自販機協会等と協力し、防犯カメラを設置・運用するものでございます。詳細は見出し④の４ページから１１ページにございますのでご参照ください。

事務の内容等につきましては、担当課よりご説明いたします。

個人情報を本人以外から収集する可否について、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

（公園緑地課長補佐）　それでは、防犯カメラの設置・運用につきましてご説明いたします。４ページの見出し④のところをお願いいたします。まず、４ページから７ページにかけましては、防犯カメラの設置及び運用に関する協定書でございまして、府中市とセキュリティ振興協会及び防災・防犯自販機協会の３者で締結いたしました協定の写しになります。

この協定のうち、防犯カメラにつきましては５ページにあります第３条の３行目から４行目にありますとおり、防犯カメラは協会の指定業者が設置する後、市に無償で寄贈されるという規定になっておりま

す。
　続きまして８ページから９ページにかけましては、防犯カメラの寄贈を公園緑地課が管理する防犯カメラの取扱基準案を示しております。
　続きまして１０ページをお願いいたします。１０ページから１１ページにかけましては、今回設置を予定しております公園の図面と設置を予定するカメラの位置や映像の捕捉範囲のイメージをお示しした資料になります。まず、１０ページでございますが、こちらの公園は美好町第３公園になります。こちらの公園の中央部にある照明灯の頭部の下にカメラの設置を予定しておりまして、公園の南側を映す予定でございます。
　続きまして１１ページをお願いいたします。こちらは朝日町第２公園になります。こちらの公園においては東側にございます照明灯の頭部の下に設置を予定しておりまして、公園の中央から南側部分を映す予定でございます。
　なお、資料におきましては、この２公園の防犯カメラで捕捉する範囲のイメージをお示ししておりますが、個人の敷地が映り込むことがないように、設置の際には公園緑地課の職員も同席の上、角度等を調整するように予定をしております。また、防犯カメラの設置を示す表示の看板等でございますが、防犯カメラを設置する照明灯などにつける予定でございます。
　こちら両公園とも不法投棄等の相談が特に多く寄せられている状況でございまして、地元の清掃等を行っております自治会等からも不法投棄の対応を強く求められている状況でございます。　そのような事情も勘案いたしまして、早ければ今月中、３月中にも設置を行えればと考えておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。
　カメラの設置につきましての説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

（会　長）　ありがとうございました。そうしましたら、委員の皆様方からご意見等、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

（委　員）　８ページの取扱基準案は、どのような位置付けになるのでしょうか。今まで基準が無かったのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　この基準案は、公園緑地課が初めて設置する防犯カメラになるため、作成したものでございます。

（委　員）　これは、市役所全体のルールということになるのでしょうか。

（会　長）　ただいまの質問に関連してですが、市全体の基準は存在しないのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　市全体の基準は、存在しないため、それぞれの所管課で取扱基準を定めております。

（委　員）　昨日、美好町第三公園を見てきたのですが、公園自体が狭く、全体を見通すことができたので、防犯としての必要性が低いように感じました。

（公園緑地課長補佐）　美好町第三公園は、ご指摘のとおり大きくない公園で樹木も多くない状況にありますが、実際に不法投棄が頻繁に発生しています。
地元の自治会等の清掃を行っていただいているのですが、毎週のように空き缶などが散らかっている状況で、ご要望をいただいている場所になります。

（委　員）　取扱基準は、公園に設置する場合の基準となるのでしょうか。また、今後、他の場所に設置する場合は、その都度、諮問されるのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　１点目の取扱基準については、公園に設置する場合の基準となります。２点目の今後の設置箇所につきましては、特に、増やしていく予定はございません。設置後の状況を見ながら、他の場所に移す場合や、１・２か所増やす場合には、再度、諮問させていただく予定です。

（委　員）　取扱基準の内容が分かりにくいと感じます。業務委託する場合があるように書いてありますが、実際は公園緑地課が管理するのですか。

（公園緑地課長補佐）　運用管理は公園緑地課が行いますが、機器のメンテナンスは業者に委託する予定でおります。

（委　員）　映像データの削除については、公園緑地課職員が行うのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　映像は１４日間経過すると上書きされてまいります。また、最後に取り外す際は、職員が立ち会いのもと、業者に委託するか、職員自らが削除いたします。

（委　員）　協定書は自動販売機協会と締結しているが、自動販売機に対する犯罪行為の防犯目的ではないのでしょうか。自動販売機を設置した場所にカメラを設置するのではないのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　今回の協定は、自動販売機に対する犯罪ということではなく、あくまでも防犯カメラの設置、運用資金を自動販売機の売上から捻出するものです。自動販売機と防犯カメラの設置場所は関係ございません。

（会　長）　私も協定書の文言は分かりにくいと思っています。自動販売機を設置することと、防犯対策の結びつきや、自動販売機の売上から防犯カメラの設置、運用資金を捻出するのであれば、それに沿った内容で協定書を作成しないと、第三者が見た時に分かりにくいと思います。
今回、初めて協定書を締結したようなので、見直しした方が良いと思います。
また、一般社団法人防犯・防災自動販売機協会の概要について教えてください。

（公園緑地課長補佐）　協定書の締結は別の部署が行っているのですが、自販機協会と協定を結んで、本市と同様の取組を行っている自治体がございます。

（委　員）　協定書の中には災害時の対応についても記載があります。今回は、公園の防犯カメラについて利用するものですから、包括的な協定と捉えれば良いと感じます。

（会　長）　自動販売機の売上が当初の想定を下回った場合は、防犯カメラを撤去することになるのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　自動販売機の採算性を先方が試算して、採算が得られる場所に設置することが原則なので、実際の売上が低かったから撤去するといったことは無いものと認識しております。

（委　員）　協定書の内容については、防犯カメラと自動販売機といった不均一なものを結びつけるだけのものであるので、今回、審議する内容は、防犯カメラの設置目的と設置場所が個人情報保護の観点から妥当か否か審議すれば良いのではと思います。

（会　長）　仰っている意味は理解分かります。しかし、府中市と協会がどのような契約をしているのかは、間接的な結びつきがあると思っています。どういう団体なのか、把握しておく必要があるものと思いますし、協定書の文言もよく精査する必要があると思います。

（広報課長補佐）　先ほど、ご質問いただいた一般社団法人は、非営利法人になります。また、協定書は、自動販売機の収益から防犯カメラを設置させていただくものと、災害時に無償で自動販売機から飲料を提供させていただくという包括的な内容となっております。いただいたご指摘は、担当部署にお伝えいたします。

（会　長）　所管はどちらなのでしょうか。

（広報課長補佐）　地域安全対策課です。

（委　員）　先ほど、別の方からも意見があったように、協定書の内容については、担当部署に我々の懸念を伝え、調整していただくとして、この審議会では個人情報の取扱いについて議論すれば良いと思いますが、いかがでしょうか。

（会　長）　私は、関連しているものと思っています。まず、目的が不明確であること。また、機密情報の取扱いについても不明です。

（委　員）　公園等の不法投棄の抑止と言っても、公園の外から投げ込む人もいると思いますし、補足範囲が広くなってしまうのではないかと懸念しています。

（会　長）　私も同じように感じていまして、小さい公園でなぜ片側半面だけ撮影するのか、目的と合致しているのか疑問があります。今までは、例えばトイレの入り口だけ撮影するという場合が多かったため、公園全体を防犯カメラで撮影する必要があるのか引っかかります。

（公園緑地課長補佐）　美好町第三公園の補足範囲については、実際に不法投棄が多い場所は、南側の入り口と報告されており、特にその位置を補足しようと考えて設置場所を提示させていただきました。
不法投棄の防止に関しては、現在も看板で注意喚起は行っておりますが、実際は不法投棄が絶えない状況で、清掃してくださっている団体が非常に困っている状況にあり、次の対策として実施させていただこうと考えております。

（委　員）　不法投棄は、色々な場所で発生していて、防犯カメラを設置することでなくなることは考えられない。ただし、抑止力になるといった意見があります。これらの公園の不法投棄が非常に多い状況にあるのであれば、個人情報の取扱いがしっかりしていれば、良いような気がしています。

（会　長）　朝日町第二公園の広さはどのくらいなのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　美好町第三公園よりは少し広いです。

（会　長）　その割に補足範囲が、かなり広い気がします。

（公園緑地課長補佐）　こちらは公園灯が公園の端にあるため、補足範囲も広くなっています。

（会　長）　補足範囲が広すぎると思います。このカメラが目的外に利用される

ことがあってはならないし、防犯カメラの補足範囲から外れて捨てられてしまう可能性もあり、効果が得られるか疑問です。

（委　員）　結局、持ってきて捨てる訳ですので、良く捨てられる場所を補足すれば良いので設置場所を変えたり、補足範囲を狭く設定したりすることはできないのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　設置場所については、技術的に対応できる場所が限られてしまっておりますが、角度を絞ることは可能かと思います。

（委　員）　公園の真ん中にあることでカメラが気になって遊べなくなるのではないでしょうか。

（会　長）　他にご意見やご質問はございますか。

（委　員）　このカメラは固定式で回転や、ズームはしないのですか。データの保管場所や、モニターする場所はどうなりますか。

（公園緑地課長補佐）　カメラは固定式になりますので、定点で撮影するようになります。また、撮影データはＷｉ－Ｆｉで転送するようになりますので、市役所で保管するようになります。

（委　員）　映像の管理は業務委託するのではないのですか。

（委　員）　設置箇所が２か所だから管理できるのだと思います。今後、設置箇所が増えていけば業務委託せざるを得なくなる。２つの公園なのであれば良いのではないでしょうか。

（会　長）　公園は全部でいくつあるのですか。

（公園緑地課長補佐）　公園だけで２７０あり、その他にも管理している土地等様々ございます。このカメラを今後、沢山増やしていくことは想定しておらず、抑止につながったのであれば、他の場所に移したりすることは考えられます。

（会　長）　子どもが遊びに来なくなることは考えられないですか。
公園半分を撮影するといった設置の仕方は、聞いたことがないです。そもそも、ごみの不法投棄では、根拠が弱いと思います。実際、犯罪発生率が下がっている日本の状況では、誘拐の可能性あるということなどでも根拠としては弱いと思っていますので、撮影範囲が広いと思います。この理屈で言えば、不法投棄は、どこでも起こり得るので、公園全て設置が認められることになってしまうと思います。もちろん、市民の方が決めることだと思いますけど。

（委　員）　今回の設置場所については、自治会から要望があるのですか。自治会の一部の方ではなくて。

（公園緑地課長補佐）　この公園を清掃していただいている自治会や老人会の総意として、不法投棄が多いため、カメラの設置要望をいただいています。

（公園緑地課長）　重複する部分があって、申し訳ありませんが、公園自体は、かなりの数があり基本的には直営として管理しており、市民の方からの問合せに公園緑地課の限られた職員で対応しているのが現状です。また、自動販売機の協定書を活用するようになった経緯につきましては、昨年くらいから、不法投棄や地元の方が集約したごみをさらに散らかすといった行為が目立ってきている中、公園管理者として、限られた人員の中でも何とかしなければならないと考えていました。そのような状況下、防犯カメラと自動販売機をセットで運営できる仕組みができたことと、偶然、マッチングしたという経緯です。

防犯カメラでは、根本的な解決につながらないのではといったご意見は確かに理解しているところではありますが、我々としても、抑止力という形で対応したいと思いますし、地元からも強い要請があることも事実です。

仰るとおり、他の公園に行ってしまうだけなのでは、というご意見も分かりますが、まずは声があがっているこの２つの公園について、協定書を使って設置させていただきたくご提案をさせていただいているところです。何卒、よろしくお願いいたします。

（広報課広聴担当主査）　先ほど、ご指摘をいただいた文面から目的が分かりにくい件についてですが、協定書の文言をこの場で見直すと言い切ることはできませんが、担当部署にお伝えし、適宜、見直しをさせていただければと思いますし、取扱基準に目的や運用方法を追記させていただきたいと思います。また、カメラの角度についても角度を調整し、撮影範囲を不法投棄が多い場所に限定するなど調整できればと考えております。

（委　員）　協定書には１年ごとに見直しすると規定されているので、そのタイミングで見直すことができれば良いのではないかと思います。試しにやっていただいても良いのではと思います。市としては、取扱基準を充実させていけば良いと思います。

（会　長）　文言の調整については分かりました。撮影範囲については、どうなのでしょうか。実際に投棄されている現場を映したいのだと思うのですが。

（委　員）　映されている市民からすれば、どこを撮影しているのか分からないので、そこから苦情につながることはあまりないのではと思います。

カメラを設置していることを看板として出しておくようにして、台数は記載しなければ、悪いことをする人間からすれば、他にも設置されているかもしれないとの感覚も沸くでしょうし、抑止力としては十分出てくるのかなと思います。

（公園緑地課長）　防犯カメラの撮影範囲ですが、カメラの仕様では、最大角度で１２０度とのことですので、狭めることは技術的に可能だと思っています。公園緑地課の職員が立ち会い、的確なポイントを絞って、対応させていただきたいと思います。

（会　長）　実際に撮影した映像を見せていただいて、それをもって、許可することはできないのでしょうか。委員の皆さまが今の説明で良いとのことであれば良いのですが、率直にご意見をいただければと思います。

（委　員）　今回は、この２つの公園のみの審議であって、それ以外にも設置する場合は、再度、審議会に諮ることが大前提ですよね。撮影範囲については、後から確認することもできるのか、審議会で一度、認めたものはずっと許可することになってしまうのか。
　不法投棄が多い場所が決まっているのは実態として、そうだと思います。
　美好町第三公園は、入り口の近辺ということであれば、それも変わらないのだと思います。

（委　員）　地域の清掃を行っていると、不法投棄は結構あります。そういう意味では抑止力はあると思います。全ての公園について影響するのであれば、視点が変わってきますが、先ほど確認したところ、２つの公園だけということでした。

（会　長）　規定を変更するのであれば、細かい部分ですが、職員が制約無しに見られるのは問題なので、制約する文言は入れないといけないと思います。

（委　員）　取扱基準に運用の在り方であるとか、公園管理に合理的に必要な範囲に限定するとか、セキュリティの確保策を入れた方が良いと思います。

（広報課広聴担当主査）　過去にご審議いただいた防犯カメラは、公衆トイレなど設置したイメージがすぐに湧いたと思いますが、今回は公園であるため、分かりにくいところがあったと思います。また、委員の仰るとおり、目的やデータの管理、運用の在り方などを追記することを前提にご審議いただけますと幸いです。

（委　員）　美好町第三公園の周りの住民に対する周知は十分に行っています

か。

（公園緑地課長補佐）　設置する際には、近隣住民にはご説明させていただきます。

（委　員）　この２か所には、自動販売機は設置するのですか。

（公園緑地課長補佐）　この２か所の公園には、自動販売機は設置しません。他の公園に設置した自動販売機の売上によって無償提供される防犯カメラを使います。

（会　長）　これは厳密に言って無償提供なのでしょうか。公の土地を無償で市が提供して、対価として防犯カメラをもらう訳なので純粋に無償提供かどうかは微妙かと思います。もちろん政策的な判断だとは思いますけど、公の土地に自動販売機をどんどん設置されて、賃料を取りません。ただ、防犯カメラを設置しますということですよね。バランスもを考えずに相手の言いなりでやってしまうではちょっと疑問です。

（委　員）　１年やってみてから判断すれば良いのではないですか。

（委　員）　会長の仰るとおり、市の予算で購入するのであれば問題ないと思います。無償提供というのが、市の財産になるのか、相手側なのか不明確ですが、市の財産になるのであれば問題ないと思います。

（委　員）　協定書は１年更新となっていますが、もし協定を更新しなかった場合はどうなりますか。防犯カメラは継続して設置できるのでしょうか。

（公園緑地課長補佐）　防犯カメラは寄贈されるものですので、仮に協定が更新されなくても、カメラは設置されたままだと考えています。ただし、運用費を新たに賄わなくてはならなくなる。

（会　長）　そこは政策的な判断をしていただくことになると思います。

（広報課長補佐）　８月２２日に協定を締結させていただいて、自動販売機協会が設置した防犯カメラを利用することは、政策的な判断が既に出ている形になります。そして、公園に設置するに当たり、どこに設置するか、個人情報をどのように取り扱うかにつきまして、ここでお諮りをしているところです。審議会として、取扱基準にどのような事を入れるべきだということをご意見としていただければ、それに従って、やらせていただきますので、運用を始められればと市としては考えております。

（委　員）　今までの話を聞いていると、実は協定書は関係なくて、あくまで費用の出しどころであると。市としては公園に不法投棄の抑止を含めて防犯的な意味合いで、特にこの２か所は問題があるから防犯カメラを設置したいのだと思います。話がごちゃごちゃしてしまって分かりにくくなっていますが、設置の可否、撮影の範囲の問題を議論すれば良いのだと思います。また、担当課の誰でも見られてしまうのは問題なので、制約を取扱基準に書く必要があると思います。

（会　長）　取扱基準の修正につきましては、今までご指摘があった箇所を修正していただきます。これにつきましては、委員の皆さまにご確認いただいても良いですし、もし、一任していただけるのであれば私の方で、ご指摘いただいた点を確認しますが、一任していただくことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（会　長）　それであれば、次に撮影範囲についてですが、撮影範囲をより限定するとの回答がありましたが、委員の皆様方からご意見はございますでしょうか。

（委　員）　運用状況について、１年後に報告をさせるのでいいのではないでしょうか。

（会　長）　例年、１年後くらいに審議会を開催していますので、その際に運用状況を報告していただくことは可能でしょうか。

（公園緑地課長補佐）　可能です。

（会　長）　それでは、今申しあげた条件付きで、ご了承いただく方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

（会　長）　分かりました。それでは可決されましたので、よろしくお願いいたします。
　続きまして、次第の３「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

（広報課長補佐）　見出し５「府中市個人情報の保護に関する条例」の１４ページ、１５ページの第９条を御覧ください。実施機関が個人情報を取扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等の資するため、届け出を目録として記録し市民の閲覧に使用することを定めたものでご

ざいます。前回の審議会におきまして、目録への掲載が現在の５８１事務から５９０事務になる予定であるとご報告しておりましたが、本日お認めいただきました事務を含めますと５９１事務になりますので、改めてご報告させていただきます。

（事務局）　本日、皆様の机上に新たに茶封筒を置かせていただいているのですが、その中に２月４日に開催させていただいた第１回審議会の議事録の案が入っております。こちらホームページにも公開されるものになっておりますので、ご一読いただきまして、何か訂正点などございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

（会　長）　どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。長時間本当にありがとうございました。